

大学の国際化と安全保障貿易管理

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 国際企画室長 **進藤 和澄**

2018年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

大学の国際化や安全保障貿易管理に関する文部科学省の取組や大学に対する期待等について、紹介させて頂きたく存じます。

1. 大学の国際化について

国際的に活躍することができるグローバル人材の育成を担う中核として、我が国の大学には、教育研究環境の国際化や学生の双方向交流など、国際化の推進が強く求められています。安倍総理は、平成25年の成長戦略第2弾に関するスピーチの中で、以下のように述べております。

「日本の大学」ではなく、「世界の大学」へ。日本の大学は、もっともっと世界を目指すべきです。「日本の大学は、日本人を育てるためのものだ」という狭量な発想を捨てるのが、私の考える「大学改革」です。外国人教員の積極採用や、優秀な留学生の獲得、海外大学との連携、そして、英語による授業のみで卒業が可能な学位課程の充実、TOEFLの卒業要件化など、グローバル化を断行しようとする大学を、質・量ともに充実させます。制度面でも、予算面でも、重点的に支援します。」

文部科学省としましても、大学の国際化やグローバル人材の育成を推進するために、様々な取組を行っているところであり、そのいくつかをご紹介します。

まず、文部科学省では、平成26年度から我が国の高等教育の国際通用性と国際競争力の向上を図るため、「スーパーグローバル大学創成支援事業」を実施しており、海外の卓越した大学との連携や大学

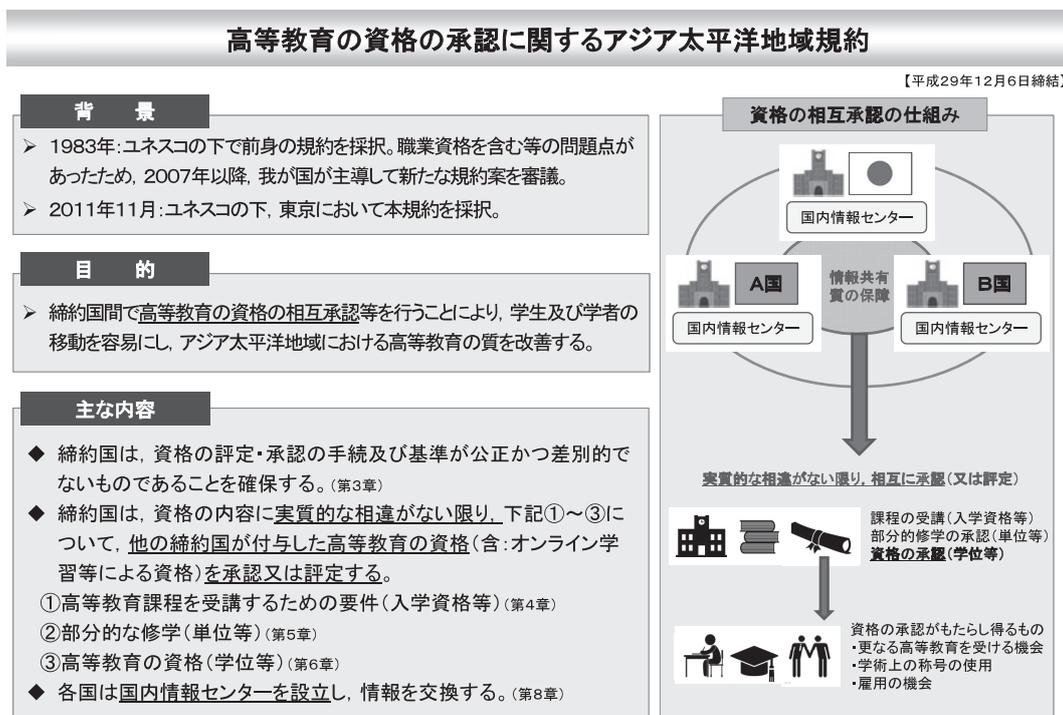
改革によって徹底した国際化を進めることとし、37の採択大学を支援しているところです。

また、平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援しています。平成29年度には、安倍総理の「地球儀を俯瞰する外交」の中で、大学等の人的交流の拡大が期待されているロシア、インドとの大学交流支援を行うこととし、新たにロシアで7件、インドで2件の交流プログラムを採択しました。平成30年度政府予算案では、オンライン国際協働学習（COIL（Collaborative Online International Learning））方式を活用した我が国と米国との大学間交流を支援する経費が計上されており、米国教育協議会（ACE）と協力して、オンラインを活用した大学間交流の促進に取り組んでまいります。

このように、文部科学省では、「スーパーグローバル大学創成支援事業」や「大学の世界展開力強化事業」で先進的な取組を行う採択校を支援していますが、採択校における国際化が進展すればそれで良いと考えている訳では決してありません。国際化をより進めたいと考えている大学がその取組方法を検討する際に、こうした採択校で行われている取組を参考に、大学の国際化をより進展してもらいたい、ということを狙っております。「スーパーグローバル大学創成支援事業」では、専用ホームページで各採択大学の取組などを情報提供しておりますので、大学関係者の皆様には、ぜひ様々な情報をご覧になり、自らの大学での取組を進める際に、参考にしていただければと思います。

2. 高等教育の質保証に向けた国際的な取組について

次に、ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」について紹介させていただきます。



この規約は、締約国間において高等教育の資格を相互に承認し、又は評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報の共有等について規定するものです。この規約により、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善することを目的としています。2011年11月に東京で開催された国際会議において26か国の正参加国の全会一致で採択され、日本は2017年12月6日に本規約を締結しました。2018年中には本規約が発効することが見込まれており、我が国は、原締約国の一員として、本規約の運用基準等の作成に貢献するとともに、高等教育の資格の相互承認を促進してまいり所存です。

次に、ASEAN+3（日中韓）という政府間の枠組みにおける、学生の流動性向上、質保証の促進に向けた取組を紹介させていただきます。

2012年にインドネシアで開催された第1回 ASEAN+3教育大臣会合にて、我が国は「ASEAN

+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキンググループ」を設置することを提案しました。以降毎年、各国政府の高等教育行政官によるワーキンググループ会合を開催しております。2016年5月の第3回ASEAN+3教育大臣会合では、ワーキンググループ会合でとりまとめた「学生交流と流動性に関するガイドライン」を承認しました。2018年以降は、本ガイドラインに基づいて、ASEAN+3の各国において、学生交流の状況をモニタリングすることとしています。

2017年10月に開催された第5回ワーキンググループ会合では、「留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン（仮称）」のドラフト版が取りまとめられました。2018年には、ASEAN+3の各国において、本ガイドラインを試行的に利用して、本ガイドラインの実用性等を確認することとしています。

3. 大学での安全保障貿易管理について

続いて、大学での安全保障貿易管理について説明させていただきます。皆様よくご承知のとおり、大学の国際化に伴い、様々な課題が表面化しております。具体的には、我が国から海外に渡航する学生の安全確保や危機管理の問題、海外からの留学希望者が所持する学位や称号等の適正な審査の問題などと共に、教員の国際的な活動や留学生等による機微技術の流出防止という安全保障貿易管理の徹底が大きな課題になっております。

大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果は国内外で公開されることを前提としていますので、技術情報の管理体制の整備にあたっては、企業とは異なった対応が求められます。こうした大学の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえつつ、規制対象の適正化や明確化を図るとともに、大学の取組を支援するための体制づくりを進めていくことが重要であると考えております。

ここで、大学における安全保障貿易管理の体制整備状況をご説明いたします。図表にあるとおり、2017年2月現在の調査結果では、輸出管理担当部署を設置済の大学は、国立大学で94%、医・歯・薬・理・工・農学系学部を置く公立・私立大学では

37.5%になっております。

担当部署を設置していない大学の中には、安全保障貿易管理の規制対象となる貨物等の輸出は行っていないと判断している大学があるのかもしれませんが。しかしながら、留学生の受入れや所属教員の海外での研究活動等、何らかの形で国際的な活動が行われている大学では、学内で行われている教育・研究活動について外国為替及び外国貿易法（外為法）や関連法令の順守の観点からの点検が必要です。外為法や関連法令では、すべての輸出者等は、輸出等を行う貨物等が規制対象になるかどうかの該非確認を行う責任者を定めることとされており、いわば法令上の義務になっています。このような状況に鑑みると、文部科学省としても、大学への意識啓発にこれまで以上に取り組んでいく必要があると考えております。以下、大学の皆様に取り組んで頂きたいことを記載いたします。

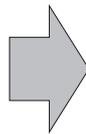
まずは、大学における必要な体制整備です。安全保障貿易管理を適切に行うために実際に必要とされる体制は、各大学の規模や教育・研究及び国際交流活動の状況に応じて異なると考えられます。既に基本的な体制の構築は行われており、今後はより実効性を高めていくことを課題としている大学もありますが、これから基本的な体制整備を行う必要がある大学もあると思います。

大学における体制整備の状況

各大学における輸出管理担当部署の設置状況等

文部科学省調査(2015年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工学部等を持つ公私立大学
計292校(275校回答)

輸出管理担当部署を設置済
国立大学 74校 (86.0%)
公立・私立大学 52校 (25.2%)
計 126校 (45.8%)



文部科学省調査(2017年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学
計286校(243校回答)

輸出管理担当部署を設置済
国立大学 78校 (94.0%)
公立・私立大学 60校 (37.5%)
計 138校 (56.8%)

各大学における関係規程の整備状況等

「文部科学省産学連携等実施状況に関する調査(2017年1月)」

対象: 国公立大学(短大含む)、国公立高等専門学校、
大学共同利用機関

回答機関 計1,011機関(うち、機関の性格上、策定不要と判断する機関を除く 801機関)
安全保障貿易管理(外為法)関係規程を整備済 117機関 14.6%

(※策定予定 81機関)

まず大学に取り組んでいただきたいこと

「大学等における安全保障貿易管理のための体制意識啓発等について(事務連絡)」

背景： 体制の整備は法的な義務 ⇔ 必要な体制はさまざま

1 必要な体制の整備

- －留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要
(例)既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2 必要に応じた関係機関(大学同士も)との連携

- (例)近隣大学のコンソーシアムで対応

3 意識啓発

- －教職員研修機会の活用
- －経営層の正しい認識が重要
- －サポート資料の活用

以下、取組の一例をご紹介します。

懸念される技術や貨物の流出が起り得る活動として、教職員の外国出張、国際共同研究の実施、留学生や研究生の受入れ等があり、こうした国際的な活動は、多くの大学で日常的に行われております。こうした活動を行う際には、それぞれ出張手続、外部資金の受入手続、留学生の受入手続など、各大学で所定の手続が行われているものと思います。こうした既存の手続を行う際に、安全保障貿易管理に関する必要なチェックも併せて行う仕組みを組み込むことで、懸念事例を適切に把握できるようになると考えられます。以上は取組の一例ですが、各大学の規模や実情などに応じて、必要なチェック体制の整備を行っていただくことを強くお願いしたいと思います。

また、必要に応じて関係機関との連携が有効なケースもあると思います。例えば、小規模大学では、先進的に取り組んでいる近隣大学とコンソーシアムを組んで、連携して取り組むことにより、適切な対処を実現している例も見られます。

次に、大学の教職員への意識啓発の実施です。各大学で適切に安全保障貿易管理に取り組むためには、対象となる技術内容を理解している教員が、正しく安全保障貿易管理の制度を理解して、教育・研

究活動に携わることが重要です。各大学では、様々な教職員向けの研修機会があると思いますが、そういった機会も活用して、安全保障貿易管理に関する意義や必要性を説明する機会を設けることが一案と思います。また、学内の体制整備を適切に進めるためには、大学の経営層に理解を深めていただくことも重要であり、文部科学省としても、様々な機会を利用して、大学の経営層への意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

このように各大学で安全保障貿易管理の体制整備を進めていただくために、経済産業省や関係団体においても、数多くの取組を行っております。

2017年10月には、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)」が改定されました(第三版)。今般の改定では、技術の提供や貨物の輸出の基本的な確認手続を示しつつ、留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり、また推奨されるかが具体的に列挙されております。さらには、技術提供等を行う際の「事前確認シート」といった具体的な様式例、規程や帳票の例も示されており、これまでのガイドンスと比べて、格段に有用性が高まっているものと思います。

皆様ご存知のとおり、平成29年度も経済産業省と

文部科学省とが連携して、大学等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会を開催致しました。経済産業省においては、平成29年度から大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するためのアドバイザー派遣事業が開始されております。経済産業省の安全保障貿易管理HPには、関連する様々な情報が掲載されております。また、大学等で実践していく上で参考となる資料として、特定非営利活動法人産学連携学会は「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を公表しております。さらに、一般財団法人安全保障貿易情報センターのHPには、大学における安全保障貿易管理の情報がまとめられております。このように、大学の皆様が安全保障貿易管理に取り組むに当たっては、様々なサポートを受けることや各種関連情報を入手することが可能ですので、ぜひ積極的にご活用頂きたいと思っております。

最後になりますが、安全保障貿易管理は、大学の国際交流の活動を抑制する意図で行われるものではなく、学問及び研究の自由の基礎となる大学への社会の信用を保つためにも重要な取組になります。仮に、外為法違反に問われるような事態が発生した場合には、違反行為をした関係者のみならず、大学も罰則の対象となり得るなど、組織にとっても大きなリスクとなる恐れがあります。自由な教育・研究環境を保証し、安心して教育研究を実施するために、各大学の皆様におかれましては、大学の経営層も含めて安全保障貿易管理に関する理解を深め、より積極的、主体的な対応をいただくよう、是非ともお願い申し上げます。